

後期高齢者医療被保険者証

国民健康保険被保険者証
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

8月1日から 新しい保険証を使用してください

問い合わせ 保険介護課 0592-141

後期高齢者医療保険加入者
橙色の被保険者証が広島県後期高齢者医療広域連合から郵送されています。

大竹市国民健康保険
(国保) 加入者

水色の被保険者証(保険証)を市から郵送しています。なお、70歳以上の方の保険証には、「保険証兼高齢受給者証」と表示しています。

保険証が届いていない方は…

宛先不明で届かない場合がありますので、保険介護課にご確認ください。

また、保険証を紛失した場合は、再交付の手続きが必要です。印鑑と免許証など顔写真つきの本人確認ができる身分証明書を持参の上、保険介護課またはお近くの支所で手続きをしてください。

① 就職や退職などで保険証が変わった場合

次の①～③の場合、必ず届出が必要です



7月下旬
に郵送して
います

届け出に必要なもの

国保に加入する場合	社会保険などに加入した場合
○資格喪失証明書 (資格の喪失日や喪失した人などを確認するため)	○加入者全員の社会保険等被保険者証 (いつ時点で国保以外の保険に加入了かを確認するため)
○印鑑	○印鑑
○身分証明書 (免許証、パスポート、住記カードなど)	○国保の保険証
○マイナンバーが確認できるもの (加入者全員・世帯主・窓口で手続きをする方の分)	○マイナンバーが確認できるもの (加入者全員・世帯主・窓口で手続きをする方の分)

③ 交通事故にあつた場合

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合、必ず保険介護課に連絡し、「第三者行為による被害届」を提出してください。本来、治療費は加害者が支払うですが、一時的に国保が立て替え払いをし、後日、加害者に請求します。また、示談をする場合は、示談の前に必ず保険介護課に相談してください。

思ひぬ落とし穴に気をつけよう

保険証が変わったらすぐ医療機関へ会社などに就職し、社会保険などに加入したら、加入日を確認の上、速やかに現在治療を受けている医療機関へ連絡しましょう。

社会保険などに加入した後に国保の保険証を使用した場合は、自己負担以外の医療費部分を返納していた機関へ連絡します。

こんなときはどうするの?

A 就職して社会保険に加入したが、すぐに保険証が届かず、しかたなく国保の保険証を使った。この場合は医療費の返納の対象になるのか。

返納の対象になります。こういった場合は、事前に会社で社会保険などの加入証明書を発行してもらおか、医療機関に事情を説明してください。自己負担分以外の医療費は加入している医療保険者が負担することになりますので、加入資格を確認し正しく保険証を使用してください。